

新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 貸付事務（第2条－第11条）

第3章 償還事務（第12条－第20条）

第4条 滞納者に対する指導（第21条－第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）及び新潟市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第7号。以下「細則」という。）に基づき実施する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金（以下「母子福祉資金等」という。）の貸付業務の円滑かつ適正な運用を図るために定める。

第2章 貸付事務

（貸付けの相談）

第2条 貸付の相談は、区役所健康福祉課長が行うものとする。

2 貸付の相談を受けた区役所健康福祉課長は、事情を聴取し、申請資格要件及び必要書類等について相談者に指導する。

（貸付けの申請）

第3条 申請者は、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書（細則別記様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に細則第2条第2項で規定する書類を添付し、区役所健康福祉課長へ提出するものとする。ただし、修学資金及び就学支度資金以外の資金に係る申請については、住所地を所管する区役所健康福祉課長へ提出しなければならない。

2 貸付申請書の受付期限は、毎月25日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日、日曜日に当たるときは、その前日とする。

（添付書類）

第4条 細則第2条第2項に規定する書類は、別表に掲げる書類とする。

2 申請者が複数の資金を同時に申請する場合は、添付書類の写しを利用することも可とする。ただし、その際は、原本の所在を明らかにし、原本を添付した貸付申請書と、原本の添付先を記載した写しを添付した貸付申請書とする。原本を添付した資金の償還が完了したときは、他方資金の写しと差し替えておくこと。

（貸付申請書の受理、審査）

第5条 区役所健康福祉課長は、申請者から貸付申請書を受理したときは、記載内容及び添付書類を確認の上、申請者の資格要件、貸付の必要性、家庭状況、連帯保証人の状況、事業計画、償還計画及び公租公課の滞納の有無等について、次条の規定により十分審査するものとし、現地調査を行う等、審査の厳正を期すこと。また、貸付申請書及び添付書類は次の事項を確認すること。

- （1） 貸付申請書の記載内容の適否
- （2） 添付書類の有無及び内容の適否
- （3） 貸付資格の有無
- （4） 連帯保証人の保証能力の有無
- （5） 資金の種類及び金額の適否
- （6） 同種の資金を他から借り受けの有無
- （7） 公租公課の滞納の有無

2 連帯債務を負担した借主（以下「連帯借主」という。）がいる場合には、連帯借主に進学等の意思、目的及び卒業後の進路を確認し、借主と同様に返済の義務があることを十分に承知させるため、申請受付時に申請者とともに面接し、同意書（別記様式

第3号)及び重要事項確認書(別記様式第4号)に署名させること。ただし、小学校及び中学校の貸付申請の場合は、面接不要とする。

3 令第9条第1項(令第31条の7及び令第38条において準用する場合を含む。)及び次の各号のいずれかに該当する場合は、一人以上の連帯保証人を立てなければならない。

(1) 申請者が就労していないとき又は生活保護を受給しているとき。

(2) 申請者及び連帯借主が、既に本貸付制度の借主又は連帯保証人になっている場合で、その貸付金の未償還額と申請しようとする貸付金の合計額が800万円を超えるとき。

(3) 事業開始資金及び事業継続資金の申請のとき。

4 令第8条第4項、令第31条の6第4項、令第37条第4項及び前項に規定する連帯保証人の要件は次に定めるものとする。

(1) 償還金の返済能力があること。

(2) 申請時の年齢が20歳以上60歳未満であり、償還終了時において、おおむね64歳以下であること。

(3) 原則として親族とし、借主の借り受けについて連帯して債務を負う意思が確実であること。やむを得ず知人等を連帯保証人とする場合は、交流の状況を十分に調査して、単なる借入名目上だけの連帯保証人とならないように注意すること。

(4) 申請者と同一生計に属するものでないこと。

(5) 原則として市内に住所を有すること。ただし、やむを得ない事由により市内に住所を有する連帯保証人が確保できない場合は、管理可能な範囲で市外に居住する者を連帯保証人とするができる。

(6) 租税の滞納がないこと。

(7) 資金の貸付に関する利害関係者ではないこと。ただし、児童又は子等が申請者である場合はこの限りでない。

(8) 連帯保証人が外国人である場合は、前各号に掲げるもののほか、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 日本国内に住所登録が行われていること。

イ 現住地に6か月以上居住していること。

ウ 永住の見込みがあること。なお、永住の見込みについては、本人の申し立てで差し支えないものとする。

5 連帯保証人の責務を承知させるため、面接により連帯保証人本人の意思を確認し、同意書及び重要事項確認書に署名させること。なお、市外に居住している等で面接が困難な場合は、連帯保証人本人が署名した同意書及び重要事項確認書を申請者が連帯保証人に代わって提出し、後日、電話等で連帯保証人本人の意思を確認すること。

6 審査の結果については、母子父子寡婦福祉資金貸付申請者調書（別記様式第7号。以下「申請者調書」という。）を作成し、貸付申請書に添付すること。

7 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金（自動車運転免許取得の場合を除く。）、住宅資金、医療介護資金及び生活資金の貸付申請の場合は、貸付審査会を開催し、貸付の適否について十分に検討すること。

なお、他の資金の貸付申請であっても、申請内容に疑義がある場合や特に必要と認められるときには、貸付審査会を開催して貸付の適否を審査するものとする。

8 貸付審査会の構成員は、こども家庭課長、こども家庭課長補佐、こども家庭課給付管理係長、こども家庭課貸付担当者及びその他こども家庭課長が必要と認めた者（母子・父子自立支援員等）とする。

9 貸付審査会では、貸付申請書、添付書類及び申請者調書等により、申請資格の有無、貸付金額、貸付期間の適否、貸付効果の有無、連帯保証人の適否及び償還能力等について審査すること。また、添付書類以外に必要と認められる資料については、申請者にこれを求めることができる。

10 事業開始資金及び事業継続資金の貸付審査会においては、市が指定する専門機関か

ら必要に応じて意見書を求め、審査上参考とすること。

- 1 1 貸付審査会の審査結果については、母子父子寡婦福祉資金審査会意見書（別記様式第8号）を作成し、区役所健康福祉課長へ通知すること。

（貸付の基準）

第6条 資金は、原則として次の各号に該当する場合には、貸し付けないものとする。

（1）共通事項

ア 申請者に相当の収入があり、既に経済的自立を達成していると思われるとき。

イ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金等生計の維持に係る申請の場合で、申請者が生計の中心者ではないと思われるとき。

ウ 申請者が償還終了時に71歳以上になるとき。ただし、修学資金等児童又は子等が連帯借主となる資金の場合はこの限りでない。

エ 申請者に公租公課等（支出状況申出書（別記第5号様式）の範囲に限る。）の滞納があるとき。ただし、租税以外の滞納については、速やかに滞納解消できる場合はこの限りでない。この場合において、区役所健康福祉課長は各関係課に滞納状況及び償還計画について確認すること。

オ 必要以上の経費であると思われるとき。

カ 申請者が同種の資金を他から借り受けているとき。ただし、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金又は結婚資金の場合はこの限りでない。

キ 同一の資金を再度借り受けようとする者が、すでに借り受けた資金の償還を終わっていないとき。ただし、災害その他やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

ク 申請者が貸付資金を申請目的以外に使用すると思われるとき。

ケ 過去に借り受けた資金の償還中で滞納がある等、貸付金の償還が不可能と思われるとき。

コ 同一家庭に対し、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、若しくは児童を

除く就職支度資金を同時に貸し付けるとき、又は修学資金及び修業資金を同一の児童に対し同時に貸し付けるとき。

サ 修学資金、修業資金、就職資金（児童の場合に限る。）及び就学支度資金に係る申請の場合は、連帯借主が貸付金を借り受けることを了承していないとき。

シ 借主（連帯借主がいる場合においては、借主及び連帯借主）が外国人であって、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する場合

（ア） 市内に住民登録が行われていないこと。

（イ） 現住地に6か月以上居住していないこと。

（ウ） 永住の見込みがないこと。なお、永住の見込みについては、本人の申立てで差し支えないものとする。

（2） 個別事項

ア 事業開始資金、事業継続資金

（ア） 人物面及び事業面での信用が薄いと思われるとき。

（イ） 申請者が事業経営の主体でないとき。（会社との雇用関係がある保険外交員等の場合や家族が事業経営の主体である場合等については対象外とする。）

（ウ） 適正な自己資金（現に所有する現金、預金等で他からの借入は含めない。）を有していないとき。必要経費総額が貸付限度額を超える場合には、当該事業の必要経費総額と本資金との差額の50%の額、又は必要経費総額の10%の額のいずれか高いほうの額以上の自己資金を有すること。必要経費総額が貸付限度額内である場合は、必要経費総額の10%以上の自己資金を有すること。

（エ） 事業の知識、技術、経験がないため成功の見通しが困難と思われるとき。

（オ） 申請事業と同種の事業に1年以上の従事経験がないとき。（以前の雇用主等からの証明、確認等により経験年数を確認すること。）

（カ） 経営委譲、権利譲渡等の形態によって事業を開始する場合にあっては、当該店舗が3年以上安定して経営された実績が無いとき。

- (キ) 事業内容、事業場所が、社会的批判やトラブルのもととなると思われる等、
適当でないと思われるとき。
- (ク) 事業が児童の健全育成に支障を及ぼすと思われるとき。
- (ケ) 事業の規模からみて新たな貸付けを必要としないと思われるとき。
- (コ) 貸付金を事業等から生じた借財の返済に当てるとと思われるとき。
- (サ) 従来 of 事業成績からみて、今後の事業計画の遂行が困難であると思われる
とき。
- (シ) 事業計画が粗雑又は具体性が乏しく、妥当性を欠いていると思われるとき。
- (ス) 事業経営者としての自覚に欠け、貸付金の償還計画に的確性がないとき。
- (セ) 事業開始資金について、既に事業を始めてしまったとき。
- (ソ) 事業のための工事に着手したとき。
- (タ) 事業継続資金について、2回以上貸付けを受けようとするとき。ただし、
前回の貸付け後相当期間を経過し、特に必要があると認められる場合は貸し付け
ることができる。
- (チ) 許認可を必要とする事業において、当該許認可を受ける見通しがなく、不
法営業の恐れがあるとき。
- (ツ) 事業計画の妥当性を判断し、また経営者としての自覚を促し、健全な事業
経営への指針を示すために市が指定する専門機関において経営相談及び指導を受
けることなく申請を行うとき。

イ 修学資金

- (ア) 健康が優れず卒業の見込が困難と思われるとき。
- (イ) 学業成績不良又は品行不良のとき。
- (ウ) 日本学生支援機構の奨学金及び他の貸付制度から学資の貸与を受けている
とき。ただし、日本学生支援機構及び他の貸付制度の限度額と母子福祉資金等の
限度額に差がある場合は、差額を限度として貸し付けることができる。また、児

童が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことにより児童扶養手当等を受けられなくなった場合には、令第7条第3号ただし書及び令第31条の5第3号ただし書の規定により児童扶養手当の額を限度として貸し付けることができる。

ウ 技能習得資金，修業資金

- (ア) 技能習得又は修業の業種が適当でないと思われるとき。
- (イ) 年齢，健康，技力等から技能習得又は修業の見込が薄いと思われるとき。
- (ウ) 学校教育法第134条に定める各種学校であるが，事業を開始し，又は，就職に必要な知識，技能を修得させることを目的としないもの（申請者の趣味等によるもの，予備校等）であるとき。

エ 住宅資金

- (ア) 申請者が現に居住し，かつ，今後も引き続いて居住すると認められないとき。
- (イ) 不必要な増改築であると思われるとき。
- (ウ) 物置，車庫等の付属建築物の増改築であるとき。
- (エ) 間貸し，店舗開設のための増改築であるとき。
- (オ) 既に工事に着手しているとき。
- (カ) 貸付申請額の2割以上の自己資金を用意できないとき。
- (キ) 資金計画が粗雑で償還計画に的確性がないとき。
- (ク) 住宅の新規取得の場合で，自らが居住しないとき。
- (ケ) 土地又は借地権の取得の場合で，住宅の新規取得に付随するものでないとき。
- (コ) 関係法令に違反する住宅であるとき。

オ 医療介護資金

- (ア) 長期療養（おおむね1年以上）を要する疾病又は負傷であるとき。

(イ) 公的扶助の対象となっている医療費であるとき。

(ウ) 療養後、復職の見込がないとき。

カ 就職支度資金

自動車の購入のための申請については、通勤に必要と認められないとき。

キ 生活資金

配偶者のない女子になって7年未満の者に対する貸付については、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当する場合

(ア) 既に定期的な収入があり生活が安定していると認められるとき。

(イ) 具体的な生活設計がない等自立への意欲が認められないとき。

(ウ) 早期に自立する見込が立たないとき。

(エ) 生活保護を受給しているとき。

(貸付の決定)

第7条 貸付の決定は、市長が行う。

2 細則第4条の規定により貸付を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書(別記様式第9号。以下「貸付決定通知書」という。)により、貸し付けないことを決定したときは、母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書(別記様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(借用書の提出及び受理)

第8条 借主は、細則第5条の規定により母子父子寡婦福祉資金借用書(細則別記様式第12号。以下「借用書」という。)を指定された期日までに提出すること。

2 借用書の記載内容及び添付書類は、次の各号に留意して受理すること。

(1) 借主(連帯保証人がいる場合においては、借主及び連帯保証人)の印鑑証明書が添付されており、貸付申請書及び借用書の印影が同じであること。

(2) 借主(連帯借主及び連帯保証人がいる場合においては、借主、連帯借主及び連帯保証人)の住所及び氏名が自署されていること。

- 3 児童が修学資金、修業資金、就職資金及び就学支度資金の申請者となる場合は、細則第5条第3項の規定により、法定代理人の同意書（細則別記様式第14号）を添付しなければならない。

（貸付金の交付）

第9条 貸付金は、借用書の提出があった後に交付する。

- 2 貸付金の交付は、借主が申請時に届け出た口座へ振り込むものとする。
- 3 貸付金は、次の各号に規定する交付月の末日（12月にあつては、28日）に交付するものとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日、日曜日の場合は、その前日に交付するものとする。

（1） 継続交付される資金の交付月

資金の種類		交付回数	交 付 月
修学	高 校	年4回	4月（4～6月分）、7月（7～9月分） 10月（10～12月分）、1月（1～3月分）
	高校以外	年2回	4月（4～9月分）、10月（10～3月分）
技能習得		年2回	4月末（4～9月分）、10月末（10～3月分）
修 業		年2回	4月末（4～9月分）、10月末（10～3月分）
生 活		年4回	4月末（4～6月分）、7月末（7～9月分） 10月末（10～12月分）、1月（1～3月分）

（2） その他の資金の交付月

貸付決定月に一括交付

- （3） 区役所健康福祉課長は、年度をまたがって貸付する場合（修学資金、技能習得資及び修業資金に限る。）において、毎年4月に、母子父子寡婦福祉資金現況届について（別記様式第11号）を借主に送付し、6月の指定された期日までに対象児童又は子等の在学証明書を添付して提出させ、就学状況を確認すること。

- （4） 借主が正当な理由がなく前号に規定する証明書を提出しないときは、貸付金の交付を一時差し止めることができる。

（完了届）

第10条 区役所健康福祉課長は、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金又は医療介護資金を貸し付けた場合において、借主が貸付の対象となった事業等を完了した後、速やかに完了届（別記様式第12号）に次の各号に該当する書類を添付し提出させるものとする。ただし、医療介護資金の場合は、据置期間が経過する前までに提出させること。

(1) 事業開始資金、事業継続資金

ア 資金の用途がわかる領収書

イ 事業開始資金の場合は事業が開始されていることを証する書類

(2) 住宅資金

ア 資金の用途がわかる領収書等

イ 家屋等竣工写真

(3) 医療介護資金

医療機関等の領収書の写し

2 前項第1号及び第2号の規定により借主から完了届が提出された場合は、現地確認を行うものとする。

(貸付条件等の変更、異動等)

第11条 区役所健康福祉課長は、貸付後の変更及び異動が生じた旨、借主より次に掲げる書類の提出があった場合は、内容を審査し、結果を通知すること。

(1) 貸付の増額

令第7条第3号ただし書若しくは同条第5号かつこ書の規定による加算（修学資金若しくは修業資金）又は細則第6条の規定による増額（修学資金、技能習得資金、修業資金若しくは生活資金）について、借主から母子父子寡婦福祉資金増額貸付申請書（細則別記様式第15号）が提出され、その理由が適当であると認めるときは、母子父子寡婦福祉資金増額貸付決定通知書（別記様式第13号）により借主に通知するものとする。この場合において、貸付金の増額分の額に相当する借用書（細則別記様式

第15号の2)を提出した後に資金を交付するものとする。

(2) 貸付の辞退又は減額

ア 借主から母子父子寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書(細則別記様式第17号)が提出され、その理由が適当であると認めるときは、母子父子寡婦福祉資金貸付減額(停止)決定通知書(別記様式第14号)により借主に通知するものとする。

イ 貸付を辞退した借主に対する貸付金の償還は、辞退の日から6か月の措置期間を経過した後に開始する。ただし、修学資金等の貸付を受けて就学している者が、修学の途中において修学資金を辞退した場合で、退学することなく就学しているときは、その者が卒業後6か月の措置期間を経過した後とする。

(3) 貸付の停止

ア 令第12条(令第31条の7及び令第38条において準用する場合を含む。)の規定による貸付停止の理由が生じたときは、借主に停止理由が確認できる書類を添付した母子父子寡婦福祉資金貸付停止理由発生届(細則別記様式第24号)と母子父子寡婦福祉資金貸付停止理由発生届内容補完届(別記様式第15号)を提出させ、その理由が生じた日の属する月の翌月から貸付を停止し、母子父子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書(別記様式第16号)により借主に通知するものとする。

イ 借主が令第13条各号(令第31条の7及び令第38条において準用する場合を含む。)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより貸付停止を決定したときについても、アと同様に通知するものとする。

(4) 連帯保証人の変更

借主から連帯保証人の死亡又は転居等により連帯保証人変更申請書(細則別記様式第28号)の提出があったときは、新たな連帯保証人の印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書、同意書及び重要事項確認書を添付させ、連帯保証人として適当か否かを審査し、その変更を承認するときは、連帯保証人変更承認通知書(別記様式第17号)

により借主に通知するものとする。

(5) 据置期間の延長

令第8条第5項、令第31条の6第5項又は令第37条第5項の規定による据置期間の延長を借主が希望した場合は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書（細則別記様式第16号）に市町村長が発行するり災証明書を添付し提出させ、延長が適当か否かを審査し、承認したときは、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長承認通知書（別記様式第18号）を、不承認としたときは、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長不承認通知書（別記様式第19号）を借主に通知するものとする。

(6) 氏名・住所の変更

ア 借主、連帯借主又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、氏名（住所）変更届（細則別記様式第26号）を提出させるものとする。

イ 借主が、市外に住所変更しようとする場合は、貸付金の未償還額について努めて繰上償還をするよう指導するものとする。

(7) 死亡届

ア 借主の死亡届（細則別記様式第25号）が提出されたときは、死亡の事実を証する書類及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

(ア) 継続して資金を借受中で、法第13条第3項（法第31条の6第3項及び法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き貸付を希望する場合 母子父子寡婦福祉資金貸付停止理由発生届及び母子父子寡婦福祉資金貸付停止理由発生届内容補完届

(イ) 前号以外の場合 償還免除の規定する者を除き、母子父子寡婦福祉資金債務継承届（別記様式第20号）

イ ア（ア）の場合においては、連帯借主を借主として貸し付けるものとし、第3条第1項及び第4条の書類を提出するものとする。この場合において、令第9条第1項（令第31条の7及び令第38条において準用する場合を含む。）の規定によ

り連帯保証人を立てなければならない。

ウ イの書類の提出により、貸付を決定したときは、貸付決定通知書により借主に通知するものとする。この場合において、借主及び連帯保証人は借用書に印鑑証明書を添付し提出しなければならない。

エ 借主が死亡したときの貸付金の償還は、債務継承者に行わせるものとする。

第3章 償還事務

(償還開始通知)

第12条 区役所健康福祉課長は、償還が開始される2か月前に、申請時に届け出た納付者に、母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ（別記様式第21号）を、連帯借主がいる場合には連帯借主に、母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ（別記様式第21号の2）を、連帯保証人がいる場合には連帯保証人に、母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ（別記様式第21号の3）を、借主が納付者とならない場合には借主に、母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ（別記様式第21号の4）を通知するものとする。

(償還方法及び納入期限)

第13条 貸付金の償還方法は、月賦、半年賦及び年賦のいずれかにより行うものとする。

2 償還金の支払は、原則として口座振替とし、借主に対して借用書の提出までに金融機関の承諾を得た、新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書（新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替事務取扱要領（平成9年。以下「口座振替要領」という。）様式）の控えを提出させること。

3 償還金の納入期限は、各月の末日とする。ただし、その日が12月31日にあたるときは、1月4日とする。又、上記の納期限が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日、日曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

4 各償還方法の納入期限は次のとおりとする。

(1) 月賦償還にあつては、据置期間を経過した日の属する月の翌月の末日とする。

(前項ただし書準用)

(2) 半年賦償還にあつては、据置期間が満了した後、さらに6か月を経過した日の属する月の末日とする。(前項ただし書準用)

(3) 年賦償還にあつては、据置期間が満了した後、更に12か月を経過した日の属する月の末日とする。(前項ただし書準用)

(調定事務)

第14条 市長は、調定一覧表に基づき調定決議を行う。

2 調定は、新規に償還が開始するものは償還開始月に当該年度末までの償還金額を、継続償還中のものは月賦償還の場合は毎年度4月に年間分を一括調定し、半年賦及び年賦償還の場合は、当該納入期限の到来する月に当該年度末までの償還金額を調定するものとする。

(納入通知書)

第15条 市長は、調定に基づき、納入通知書を発行して納付者に送付する。

2 口座振替により納付する場合は、口座振替要領の規定に基づき行うこととする。

3 やむを得ない理由によって償還金の分納を希望する場合は、債務承認・分割納付誓約書兼同意書(別記様式第22号様式)を提出させ、納入通知書を分割して納付者へ送付するものとする。

(償還方法等の変更、繰上償還等)

第16条 区役所健康福祉課長は、償還期間中に償還方法等の変更及び繰上償還等の申し出があったときは、借主等より次に掲げる書類を提出させ、内容を審査し、結果を通知すること。

(1) 償還方法等の変更

区役所健康福祉課長は、借主等より償還方法等の変更の申し出があったときは、母子父子寡婦福祉資金償還方法等変更申請書(細則別記様式第21号)を提出させ、そ

の事由がやむを得ない場合に限り承認すること。この場合において、母子父子寡婦福祉資金償還方法等変更承認通知書（別記第 2 3 号様式）により借主に通知するものとする。

（２） 繰上償還

借主等から、令第 8 条第 3 項ただし書、令第 3 1 条の 6 第 3 項ただし書又は令第 3 7 条第 3 項のただし書の規定による償還金の繰上償還をする旨の申出があったときは、母子父子寡婦福祉資金繰上償還申請書（細則別記様式第 2 0 号）を提出させ、申請の期限内に償還が可能であることを確認し、その理由が適当であると認めるときは、母子父子寡婦福祉資金繰上償還決定通知書（別記様式第 2 4 号）により借主に通知し、残余元金に当該償還の日までの利子を合算した額を徴収することとする。

（３） 一時償還

令第 1 6 条（令第 3 1 条の 7 及び令第 3 8 条において準用する場合を含む。）各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより一時償還を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金貸付金一時償還決定通知書（別記様式第 2 5 号様式）により借主に一時償還を請求するものとする。

（納付者の変更）

第 1 7 条 区役所健康福祉課長は、償還期間中に、納付者を変更する申し出があったときは、旧納付者又は新納付者より納付者変更届（別記様式第 2 6 号様式）を提出させること。

（償還金の支払猶予）

第 1 8 条 令第 1 9 条（令第 3 1 条の 7 又は令第 3 8 条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を希望する場合は、母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（細則別記様式第 1 9 号）に、その理由を証明する書類として次に掲げる書類を添付させること。

（１） 災害，盗難，疾病，負傷

ア 災害の場合 市町村長の発行する被災証明書

イ 盗難の場合 警察署長の証明書

ウ 疾病負傷の場合 医師の診断書及び申立書

(2) 大学等就学

在学証明書又は修業証明書

(3) その他やむを得ない理由

自己の責めに帰らざる理由により納入期限に償還できないことを証明する書類。ただし、その他やむを得ない理由とは、次の各号に該当する場合に限る。

ア 借主が生活保護法の適用を受け、同法に基づく収入認定の際、当該償還金がある他の必要経費として控除されなかったとき。

イ 誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、営業不振となり事業をやめ、償還金を納入期限までに納付することができなかったと認められるとき。

ウ 借主及び連帯借主に償還能力が無く、借主又は連帯借主以外の者が償還金を納入している場合で、その者から償還金を徴収することが困難であると認められるとき。

エ 借主に係る世帯の生計を維持するための収入を得る者が、失業・失職等したことにより、生活が困難になったと認められるとき。

2 令第19条第1項ただし書（令第31条の7又は令第38条において準用する場合を含む。）の規定により、連帯借主においても当該償還金を支払うことができない場合には、これを証する書類とともに理由書を提出させること。

3 支払猶予期間は1年以内とし、さらにその事由が継続し、特に必要がある場合は、改めて猶予の手続きをとること。ただし、前2項第2号に該当する場合にあたっては、その在学期間について猶予できるものとする。

4 支払猶予を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予決定通知書（別記第27号様式）により借主に通知するものとする。

(償還の免除)

第19条 借主が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がい（障がいの程度が労働能力の喪失又は労働能力に著しい制限を及ぼすと認められるものをいう。）を受け、連帯借主及び連帯保証人にも支払能力がなく、貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部を免除することができるものとし、償還免除申請には次に掲げる書類を添付させること。

(1) 死亡の場合 除籍正本

(2) 精神又は身体の障がいによる場合 医師の診断書

(3) その他連帯借主、連帯保証人及びそれらの相続人が償還できない理由を証するもの

2 償還免除が決定された場合（議会で議決された場合をいう。）は、母子父子寡婦福祉資金償還免除決定通知書（別記様式第28号）を、償還免除が承認されない場合は、母子父子寡婦福祉資金償還免除不承認通知書（別記様式第29号）を当該申請者に交付するものとする。

(償還完了者に対する通知)

第20条 区役所健康福祉課長は、貸付金の償還が完了した者に対して、母子父子寡婦福祉資金償還完了通知書（別記様式第30号）を送付するとともに、借用書を返還すること。

第4章 滞納者に対する指導

(督促・催告)

第21条 市長は、償還金の納入期限を過ぎても納入がない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定により母子父子寡婦福祉資金督促状（別記様式第31号）を発行し、納付者へ送付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により督促状を送付してもなお納入がない場合は、年3回、母子父子寡婦福祉資金催告状（別記様式第32号）を発行し、納付者へ送付しなければな

らない。

- 3 前項の規定により催告状を発行する場合において、納付者以外の債務者がいるときはその者に対して、母子父子寡婦福祉資金未償還の償還について（別記様式第33号）を送付するものとする。

（違約金）

第22条 令第17条（令第31条の7又は令第38条において準用する場合を含む。）

に規定する違約金は、延滞元利金額につき年3%の割合で納入期限の翌日から支払当日までの日数により算出し、その額が1件100円以上の場合に徴収する。

- 2 違約金の納入期限は、違約金の発生した日の属する月の翌月の月末とする。（第13条第3項ただし書準用）

- 3 市長は、元利償還金が収納された翌月に違約金の調定決議を行うものとし、納入通知書を納付者へ送付する。

- 4 違約金の支払いは、納入通知書によるものとする。

- 5 政令第17条ただし書（政令第38条において準用する場合を含む。）の規定による災害その他やむを得ない理由があると認められる場合とは、次に掲げる場合のいずれかとする。

- (1) 災害、盗難、疾病、負傷のため、借主が納入期限までに償還金を納入することができなかつたと認められるとき。

- (2) 借主が生活保護法の適用を受け、同法に基づく収入認定の際、当該償還金その他の必要経費として控除されなかつたとき。

- (3) 誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、営業不振となり事業をやめ、償還金を納入期限までに納付することができなかつたと認められるとき。

- (4) 借主及び連帯借主に償還能力が無く、借主又は連帯借主以外の者が償還金を納入している場合で、その者から違約金を徴収することが困難であると認められるとき。

(5) 借主に係る世帯の生計を維持するための収入を得る者が、失業・失職等したことにより、生活が困難になったと認められるとき。

(6) その納入期限内に納入できなかった原因が、償還金を納入する者自体の責めに帰しないと認められるとき。

6 前項各号に該当することにより違約金の不徴収を申請する場合には、母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収申請書（別記第34号様式）を提出させるものとし、その理由を証明する書類として、生活費収支状況等申出書、金融機関の残高証明書及び次に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 前項第1号の場合

ア 災害の場合 市町村長の被災証明書

イ 盗難の場合 警察署長の証明書

ウ 疾病負傷の場合 医師の診断書

(2) 前項第2号の場合

収入認定の際に必要な経費として控除されなかったことが分かる書類

(3) 前項第3号の場合

個人事業の開業・廃業等の届出書の写し

(4) 前項第4号の場合

借主又は連帯借主以外の者の収支状況等申出書及び金融機関の残高証明書

(5) 前項第5号の場合

借主に係る世帯の生計を維持するための収入を得る者の離職票又は求職票及び就労したことがわかる書類又はその者に代わって世帯の生計を維持することができる者が現れた時はその者の就労したことが分かる書類

7 区役所健康福祉課長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行い、母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収調書（別記第35号様式）を作成し、違約金不徴収とするか否かを審査し決定すること。

8 違約金不徴収を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収決定通知書（別記第36号様式）により申請者に通知するものとする。

（返納指導記録等）

第23条 区役所健康福祉課長は、貸付申請書及び返納指導の記録を常時整備しておかなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成8年4月1日から適用する。ただし、申請書等の提出にかかる貸付決定その他の措置は、平成8年4月1日以降に申請者から提出される申請等から適用する。

（経過措置）

2 この要領実施の際、現に旧要領に基づいて行われた申請その他の措置は、この要領の相当規定に基づいて行われたものとする。

附 則

（一部改正）

1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

（一部改正）

この要領は、平成12年12月21日から適用する。

附 則

（一部改正）

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

（一部改正）

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(一部改正)

この要領は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

(一部改正)

この要領は、平成24年3月30日から適用する。

附 則

(一部改正)

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年2月19日から施行し、この要領による改正後の新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の規定は、平成26年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の新潟市母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月30日から施行し、この要領による改正後の新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第22条の規定は、改正後の第22条に規定する違約金のうち平成27年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年12月14日から施行し、この要領による改正後の新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第22条の規定は、改正後の第22条に規定する違約金のうち令和2年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

(一部改正)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年3月30日から施行し、この要領による改正後の新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の規定は、令和2年12月28日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年5月22日から施行し、この要領による改正後の新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

資 金 種 別	添 付 書 類
全 資 金	<ul style="list-style-type: none">・ 戸籍謄本・ 貸付金口座振替申込書 (別記様式第1号)・ 所得証明書 (借主及び連帯保証人)・ 納税証明書 (借主及び連帯保証人)・ 生活費収支状況等申出書 (別記様式第2号)・ 同意書 (別記様式第3号)・ 重要事項確認書 (別記様式第4号)・ 支出状況申出書 (別記様式第5号)

事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始計画書（細則別記様式第2号） ・見積書及びカタログ ・経営相談報告書等（市指定機関発行のもの） ・預金残高証明書 ・保証意思宣明公正証書
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画書（細則別記様式第3号） ・見積書及びカタログ ・経営相談報告書等（市指定機関発行のもの） ・預金残高証明書 ・確定申告書の写し ・過去1年の実績がわかる帳簿等 ・保証意思宣明公正証書
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書（入学前に申請する場合は、合格通知書の写しとするが、入学後直ちに在学証明書を提出のこと。） ・見積書 ・入学前貸付を希望する場合は、支払納期がわかる書類
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・合格通知書の写し ・見積書 ・小学校及び中学校入学に係る場合は、所得税が非課税だと分かる書類又は特別の事情を証する書類
技能習得	<ul style="list-style-type: none"> ・技能習得（見込）証明書（細則別記様式第4号） ・見積書 ・自動車運転免許取得の場合は、採用条件に運転免許が必要であることを証する書類
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・修業証明書（細則別記様式第8号） ・自動車運転免許取得の場合は、在学証明書及び採用内定通知書又は申立書 ・見積書
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅計画書（細則別記様式第6号） ・見積書 ・預金残高証明書 ・土地登記簿謄本 ・家屋登記簿謄本 ・着工前の写真
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護資金貸付診断書（細則別記様式第7号）又は請求書 ・介護サービス利用表別表の写し又は見積書 ・特別貸付を受けようとする場合は、所得税が非課税だと分かる書類又は特別の事情を証する書類
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・採用決定（見込）証明書（細則別記様式第5号） ・見積書
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画書（別記様式第6号）
転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の写し又は使用承諾書の写し ・見積書
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻を証する書類 ・見積書

備考 次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ各号に定める書類を添付すること。

- 1 母又は父が扶養している子が，母又は父と別の戸籍の場合 子の戸籍
- 2 民法第877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子の場合 所得証明書又は特別の事情を証する書類
- 3 申請者が児童の場合 法定代理人の同意書（細則別記様式第9号）
- 4 法第6条第1項第2号から第6号に該当する場合 その事情を証する書類

生活費収支状況等申出書

申請者氏名		生活中心者氏名	(続柄)
申請者住所	現住所 住民票の住所	☎ () - (居住年数 年)	
申請者の勤務地	住所 名称	☎ () - (勤務年数 年)	
住居の状況	1 持家 名義人 (申請者からの続柄) 2 借家 (一戸建て・アパート・マンション・公営住宅・間借・その他) 契約期間 年 月 3 その他 (親の家に同居・知人宅に同居・その他)		
資産の状況	土地・建物・預金・有価証券・その他 ()		
生活保護の受給	有 ・ 現在申請中 ・ 無		
月の収入・支出状況			
収入について		支出について	
・児童扶養手当	月額 円 [年 月 円支給]	・家賃	月額 円
・児童手当	月額 円 [年 月 円支給]	・食費	月額 円
・年金	月額 円 [年 月 円支給]	・電気使用料	月額 円
・養育費	月額 円 [年 月 円支給]	・ガス使用料	月額 円
・仕送り	月額 円	・水道使用料	月額 円
・世帯勤労収入	月額 円 [年 月 円支給]	・被服費	月額 円
・財産収入	月額 円	・通信費(電話代)	月額 円
・その他の収入	月額 円	・教育費	月額 円
		・保険料	月額 円
		・その他雑費	月額 円
合計	月額 円	合計	月額 円
他の借入状況 (借入のある方のみ記入してください)			
借入先	借入金額(月額) ①	借入期間 ②	合計借入金額 ①×②
	円	年 月～ 年 月	円
	円	年 月～ 年 月	円
	円	年 月～ 年 月	円
	円	年 月～ 年 月	円

同意書

新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付及び償還事務（以下、本件事務という。）について必要があるときは、借主、連帯借主または連帯保証人の下記の個人情報（以下、本件個人情報という。）等について、本件個人情報を保有・所管する新潟市の部署、新潟市以外の官庁、または銀行その他の企業が新潟市に対し提供すること、及びその提供を受けて新潟市（本件事務の所管部署）が本件個人情報を収集及び利用することに同意します。

記

- ① 借主、連帯借主または連帯保証人の住民票または戸籍事項証明書
- ② 借主、連帯借主または連帯保証人の公租公課の賦課、納付・納入、還付に関する情報
- ③ 借主、連帯借主または連帯保証人の預貯金、有価証券、その他の財産に関する情報
- ④ その他の借主、連帯借主または連帯保証人の個人情報で、本件事務の遂行に必要な情報

新潟市長様

年 月 日

借 主 住所

氏名： 自署

印

連帯借主 住所

氏名： 自署

印

連帯保証人 住所

氏名： 自署

印

法定代理人 住所

（未成年者にかかる
貸付の場合）

氏名： 自署

印

(裏)

同意書の記入について

この同意書は、あなたが借り受ける新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事務について、新潟市が必要な情報を取得するための同意書であり、「新潟市個人情報保護条例」に基づき署名・押印をお願いします。

なお、次の場合には個人情報を取得する場合があります。

- 1 住所及び住所等変更について確認が必要な場合
- 2 貸付金の償還が滞納となった場合
- 3 貸付事務において必要な場合

取得した個人情報については、「新潟市個人情報保護条例」に基づいて取扱い、当該目的以外の使用は行いません。

● 新潟市個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によらなければならない。

実施機関は、基本的な人権の侵害につながるおそれのある次に掲げる事項に関する個人情報は、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき、又はあらかじめ審議会の意見を聴いたうえで事務事業の目的の達成のために必要があると認めるときは、この限りでない。

- 1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- 2) 犯罪に関する事項
- 3) 人種及び民族に関する事項
- 4) その他社会的差別の原因となる事項

実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1) 法令等に定めがあるとき。
- 2) 本人の同意があるとき。
- 3) 出版、報道等により公にされているとき。
- 4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 5) 本人から収集したのでは個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められる情報であって、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いたうえで定め、公示した類型に該当するとき。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで特に必要があると認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、保有個人情報を当該実施機関内部で利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに対して提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1) 法令等に定めがあるとき。
- 2) 本人の同意があるとき。
- 3) 出版、報道等により公にされているとき。
- 4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 5) 同一実施機関内部で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、事務に必要な限度で利用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで特に必要があると認めるとき。

実施機関は、前項第4号、第5号又は第6号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

実施機関は、外部提供をする場合において、必要と認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

重要事項確認書

母子父子寡婦福祉資金貸付金の申し込みについては、申請される方が以下に掲げる重要事項についてご理解とご同意をいただいたうえで、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書により申請を行っていただきます。

1 貸付の目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 借入れの相談及び申し込み

- (1) 貸付の必要性や償還資力および意思等を確認したうえで、真に必要とされる場合のみお貸ししています。（適否について資金の種別により審査会があります。）
- (2) 借入れが必要な状況や金額、償還（返済）の見通しなどについてあらかじめ相談のうえで申請手続きとなります。貸付の目的となる経費を既に納入した場合や事業計画等に着手した場合などは貸付できません。また、既に借りている借金の返済等に充てることはできません。
- (3) 借入れのお申し込みから貸付金の振込みまで1ヵ月程度要します。（事業開始・事業継続・住宅資金等は調査のため、それ以上の日数を要することがあります。）

3 貸付の決定から振込みまで

貸付の決定がされましたら、各区役所健康福祉課から貸付決定通知書、借用書、口座振替依頼書（償還時用）を送付します（不承認の場合は貸付不承認決定通知書）。借用書は借主、連帯借主および連帯保証人が自筆で署名・捺印したものを提出していただきます（20歳以上の借主や連帯借主および連帯保証人の印鑑証明書の提出が必要です。※20歳未満の子が借主となる場合はその子の印鑑証明書の提出が必要）。

口座振替依頼書は、記入し押印のうえ金融機関でお申し込みください。借用書と一緒に、金融機関確認印があります口座振替依頼書（控）の写しを、期日までに、各区役所健康福祉課へ提出してください。借用書提出後、申請者が指定する金融機関の申請者本人名義の普通預金口座に振り込みます。貸付金の支払期については資金の種別により異なりますので、別紙パンフレット「母子父子寡婦福祉資金を申請される方へ」をご確認ください。

修学資金について、貸付決定された後に、申請した学校と違う学校へ進学することになった又は進学をやめた場合は、至急、各区役所健康福祉課へ届け出てください。状況を確認し、変更内容によっては、速やかに貸付決定額の減額又は貸付停止後一括返済をしていただきます。

4 貸付金の目的外使用について

- (1) 借受の目的（申請の内容）以外に貸付金を使用したとき、虚偽の説明その他不正な手段により貸付を受けたとき、あるいは申請時の予定・計画と異なるときや貸付目的を達成する見込みがないと認められるときなどは、直ちに貸付を停止し、速やかに一

時償還（未償還残額の全てを一括で返済しなければならないこと）していただきます。

（母子及び父子並びに寡婦福祉施行令第16条第1項）

(2)借用書等の連帯借主または連帯保証人の欄に、勝手に他人の名義を使って記載をした場合、私文書偽造罪および詐欺罪に問われることがあります。

5 貸付中の注意事項

(1) 借主・連帯借主・連帯保証人に住所・氏名等何らかの状況の変化や変更があったときや修学・修業・技能習得している方が留学・休学したときなどの場合は、速やかに届け出てください。

(2) 就学支度資金、修学資金、技能習得資金の貸付を受ける方で、翌年度以降も継続して貸付を受けたい場合は、翌年度以降も在学を証明する書類の提出が必要です。

(3) 就学支度資金、技能習得資金の一括貸付を受けた方は、在学を確認するため、翌年度以降も在学を証明する書類を提出する必要があります。

(4) 母又は父が死亡した場合で、実際に修学又は修業している方が引き続き修学資金又は修業資金の貸付を希望する場合は、継続貸付申請をしてください。

(5) 修学・技能習得等の同一目的で他の制度の助成・給付・貸付等を受けたときは、速やかに届け出てください。

6 貸付を受けられなくなる場合（届出が必要です）

修学資金、技能習得資金、修業資金、医療介護資金、生活資金を受けている方が、次のいずれかに該当したときは、速やかに届出を提出しなければなりません。

届出があった日の属する月の翌月分から貸付を停止します。また既に変動のあった日の属する月の翌月以降分の貸付を受けている場合は、その相当額について直ちに返還を求める場合があります。

(1) 母が配偶者のない女子、父が配偶者のない男子又は寡婦でなくなったとき

(2) 貸付を受ける者が死亡したとき

(3) 母が児童又は子を、父が児童を扶養しなくなったとき

(4) 修学・修業している方（児童又は子）が死亡し、または修学・修業をやめたとき

(5) 技能習得をやめたとき

(6) 療養期間が終わったとき

(7) 母又は父が新潟市外に転出したとき

(8) 貸付を受けている者が、当該資金以外に貸付を受け、その償還を怠った時または貸付を継続することが適当でない認められるとき

(9) 連帯保証人が死亡し、当市の連帯保証人変更に係る要望に応じない場合

※なお、当該事由が判明した場合には届出の有無を問わず、貸付を停止する場合があります。

7 償還（返済）の方法について

償還開始時期に送付する「償還計画表」に定められた償還期間内に元利均等払いの方法により、年賦、半年賦、月賦のいずれかで償還計画をたてて、希望の回数で償還していただきます。原則として納付者の指定する金融機関から口座振替により償還していただきます。

8 償還金の繰上げ償還について

ご希望によりいつでも繰上げ償還することができます。

9 償還金の支払い猶予について

災害、盗難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由で、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったとき、または修学資金、就学支度資金の貸付を受けた方が、当該資金の貸付により中学校、高等学校、大学、高等専門学校もしくは専修学校に就学し、または修業資金の貸付により知識技能を習得しているときは、償還金の猶予を受けることができます。(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項)

10 償還中の注意事項

- (1) 母子父子寡婦福祉資金は、貸付けを受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しています。償還計画で定めた支払期日に必ず所定の金額を償還してください。
- (2) 借主・連帯借主・連帯保証人に住所・氏名等何らかの状況の変化や変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (3) 借主は、支払い期日に償還金を支払わなかったときは、支払期日の翌日から違約金(年利3% (延滞元利金額に対して、納入期限の翌日から納付した日までの経過日数に応じて平成27年3月31日までは年10.75%、平成27年4月1日以降は年5%、令和2年4月1日以降は年3%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。))を支払わなければなりません。また、連帯借主・連帯保証人は連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は違約金を包含するものとする。
(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条、第9条第2項、第31条の8、第38条)
- (4) 償還金の支払いを怠ったときは、借主や連帯借主、連帯保証人に請求し、自宅等へ文書や電話、訪問により償還指導を行います。
- (5) 借主が次の場合には、一時償還(未償還の残額の全て一括で返済しなければならないこと)させることがあります。
 - ア 母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた者が、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付の目的以外の目的に使用したときまたは偽りその他不正な手段により貸付を受けたとき
 - イ 3か月間、償還金の支払いを怠ったとき
 - ウ 破産手続開始、民事再生手続開始の申立、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が本市あてに到達したとき
 - エ 本市が債権保全のため必要であると認められる場合
- (6) 借主・連帯借主・連帯保証人が、支払期日に償還金を支払わなかったときは、期限未到来額を含め一時償還を請求し、法の定めるところにより支払督促法申立等の法的手続きを行います。
- (7) 借主・連帯借主・連帯保証人が死亡された場合は、債務(償還の義務)は死亡された方の配偶者やお子様に継承されます。
- (8) 本市が必要と認めた時は、納付者を借主・連帯借主・連帯保証人へ通知することなく変更する場合があります。

11 償還完了後

各区役所健康福祉課より借用書をお返しします。

上記重要事項について理解し、確認しました。

年 月 日

借主 ・ 連帯借主 ・ 連帯保証人

(いずれかに○をつけてください)

氏名

実
印

重要事項にかかる補足説明

- ・本貸付金は、既に何らかの方法で資金を調達できている場合は、対象となりません。
- ・同じ目的・用途のための他の借入金や奨学金等との併用は、原則としてできません。ただし、一定の要件を満たす場合は、貸付金を減額して貸付可能な場合があります。
- ・貸付中に必要な費用が増額する場合は、貸付限度額の範囲内で、申請により貸付金を増額できる場合があります。また、必要な費用が減額する場合は、貸付金を減額する申請をしていただく必要があります。
- ・修学資金および修業資金（技能習得中の場合）は、貸付期間中の毎年進級時、在学確認のために現況届および在学証明書を提出していただきます。（その都度、依頼します）
- ・償還は、貸付期間終了月の翌月から据置期間を経た後に開始します。（一部例外あり）
なお、修学資金、就学支度資金および修業資金（技能習得中の場合）は、当該貸付対象の学校等在学中は償還を猶予することができ、卒業月の翌月から据置期間を起算します。ただし、この場合の償還猶予は、当該学校等の最短修学期間とします。よって、留年期間は猶予対象外です。
- ・就学支度資金、修学資金について、当該貸付対象の学校を卒業後に進学する場合は、進学する学校等の在学期間（最短修学期間）のみ、申請により償還を猶予することができます。（ただし、進学する学校等によって猶予対象にならない場合があります。）
- ・償還金の納付者は通常は借主ですが、連帯借主がいる場合は、借主、連帯借主のいずれかを申請時に設定します。納付者は、申請により他方へ変更することができます。
- ・償還開始にあたっては、償還開始月の前々月中旬に「償還開始のお知らせ」等の関係書類を送付します。なお、償還関連書類は、全て納付者へ送付します。
- ・償還にかかる口座振替の金融機関は、貸付金振込口座とは別に設定します。
貸付決定時に設定していただいた口座に変更が生じた場合は、届出が必要となりますので、各区役所健康福祉課までご連絡ください。口座振替に手数料はかかりません。
- ・償還方法は原則、口座振替となります。やむを得ず、口座振替できない場合は、納入通知書（納付書）で償還することとなります。納入通知書は、新潟市公金収納金融機関（ゆうちょ銀行を除く）又は区役所、出張所、連絡所で使用できます。手数料はかかりません。ただし、指定金融機関以外の金融機関で納入する場合は、手数料がかかります。
- ・償還金の納期限は、設定された各償還月の末日です。口座振替の場合は、納期限日に指定された口座から振り替えます。（金融機関休業日の場合は、翌営業日。）
- ・毎年4月に、当該年度分の償還金口座振替予定日を記した通知書または納入通知書を送付します。なお、償還開始時は、償還開始月の中旬に送付します。
- ・償還方法や償還期間・金額は、定められた償還期間の範囲内で、申請により変更することができます。
- ・その他、重要事項確認書に記載のない事項については各区役所健康福祉課へお問い合わせください。

各区役所健康福祉課児童福祉係（中央区はこども支援係、西区はこども支援担当、東区は児童福祉担当）

北 区	0 2 5 - 3 8 7 - 1 3 3 5	秋葉区	0 2 5 0 - 2 5 - 5 6 8 3
東 区	0 2 5 - 2 5 0 - 2 3 3 1	南 区	0 2 5 - 3 7 2 - 6 3 5 1
中央区	0 2 5 - 2 2 3 - 7 2 3 6	西 区	0 2 5 - 2 6 4 - 7 3 4 3
江南区	0 2 5 - 3 8 2 - 4 3 5 3	西蒲区	0 2 5 6 - 7 2 - 8 3 8 9

※ 月～金 8：30～17：30

支出状況申出書

申請者氏名
年 月 日 印

公租公課	滞納・未納の有無，残債期間	備考（返済計画等）
市税	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
国民健康保険料	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
保育料	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
介護保険料	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
児童手当返納金	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
児童扶養手当返納金	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
ひとり親医療費助成返納金	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
ひまわりクラブ利用料	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
生活保護費返還金・徴収金	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額 円	
母子父子寡婦福祉資金償還金	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 金額（残債） 円	
合計	円	

その他（公共料金・ローン等）	滞納・未納の有無，残債期間	備考（返済計画等）
電気・ガス・水道等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 滞納額 円	月額
住宅ローン（持家）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 滞納額（残債） 円	年 か月 月額
家賃（借家）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 滞納額 円	月額
その他（ ）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 滞納額（残債） 円	年 か月
その他（ ）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 滞納額（残債） 円	年 か月
その他（ ）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 滞納額（残債） 円	年 か月
その他（ ）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 滞納額（残債） 円	年 か月
合計	円	

自立支援計画書

ケースNo.	受付窓口	面接者名	申込形帯	面接日時
	区・市		<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 紹介() <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	平成 年 月 日() : ~

氏名		生年月日	年 月 日(満 歳)		
(現住所)	〒				
(住民登録地)	〒				
連絡先(方法)	<input type="checkbox"/> 自宅電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他				
相談経路	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 紹介(友人/家族親族/当事者団体/警察・病院/福祉機関・施設) <input type="checkbox"/> その他				
家族構成	続柄	氏名	生年月日	職業・学校・学年等	備考
	本人				
住宅	<input type="checkbox"/> 持ち家(名義) <input type="checkbox"/> 実家(同居人構成) <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 民間賃貸 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> その他				
加入保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 未加入 被保険者名(続柄)				
健康状態	本人の健康状態 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 障害あり <input type="checkbox"/> 既往症あり(具体的に) <input type="checkbox"/> 不良(具体的に)			家族の健康状態 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 問題あり (具体的に)	
家計の状態	収入		支出		負債
	就労収入 児童扶養手当 こども手当 養育費 有(取り決め方法)無				<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
生活状況	近親縁者との交流状況			期待できる身辺の支援	
	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(年・月・週 回程度)		<input type="checkbox"/> 病時の保育 (誰が)	
	<input type="checkbox"/> 兄・弟・姉・妹	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(年・月・週 回程度)		<input type="checkbox"/> 帰宅時の面倒 ()	
	<input type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(年・月・週 回程度)		<input type="checkbox"/> 経済支援 <input type="checkbox"/> 物資の援助	
	<input type="checkbox"/> 子の父	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(年・月・週 回程度)		<input type="checkbox"/> その他	
子供の状況					
・保育者() ・保育時間 ~					
・送迎者() ・ひまわり利用()					

学歴	学校 (卒業・中退)				
職歴	年 月	就労先(仕事内容)	勤務年数	退(転)職理由	
		本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由			
		本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由			
資格について					
現在の職業	職種	事務 販売・接客 営業 製造			
	仕事の内容	※具体的に			
	雇用形態	正社員 パート アルバイト 派遣社員 その他 ()			
	給 与	月給 () 円) 時給・日給 ()			
	勤務時間	: ~ : 交代制			
	通勤時間	[車 バス 電車 自転車 徒歩] で 分			
	休 日	土・日・祝・ 曜日・シフト制			
	勤務年数	年 ヲ月			
	加入保険	<input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険			
		現職の問題点 (転職希望の理由になっている事)			
		退職予定日 月 日 <input type="checkbox"/> 申出済み <input type="checkbox"/> 次職決まり次第 (ヲ月前まで申出必要)			
就職希望時期	<input type="checkbox"/> 即日可能 <input type="checkbox"/> 年 ヲ月から希望 <input type="checkbox"/> 年 ヲ月までに希望				
特記事項					

別記第7号様式（第5条関係）

母子父子寡婦福祉資金貸付申請者調書（1）			
申請者氏名	() 歳	資金の種類	資金
申請額	円	面接年月日	年 月 日
貸付額	円（月額 円）		
新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第5条及び第6条の各項目の要件に該当するか			適・否
生活状況	職業・勤務先		
	住居の状況	持家（名義人の続柄 ） 借家（一戸建て、マンション、アパート、公営住宅、間借、その他） 同居（同居人との関係 ）	
	生活保護の受給	今まで受けたことがない ・ 受給歴がある ・ 受給中 ・ 申請中 受給期間（ 年 月 ～ 年 月）	
	所得額	平成 年分所得 円	
	収支状況	別紙 「生活費収支状況等申出書」 のとおり	
	生活の程度	1 余裕があると思われる 2 普通の生活程度 3 苦しい状況である 4 非常に苦しい	
連帯借主の状況	氏名		生年月日 年 月 日生（ ）歳
	面接日	年 月 日	申請者との関係
	修学等に対する意欲	1 非常に意欲的 2 まあまあ意欲がある 3 あまり意欲がない 4 全く意欲がない	
	償還金の返済への理解	1 よく理解している 2 まあまあ理解している 3 関心がない（ ⇒ <input type="checkbox"/> 指導済）	
連帯保証人の状況	連帯保証人氏名	() 歳	面接又は 意志確認日 (方法) 年 月 日 (面接・電話)
	職業・勤務先		申請者との関係
	所得額	平成 年分所得 円	
	保証意思	1 非常に固い 2 概ねある 3 あまり意思がない	
	保証能力	1 非常にある 2 概ね大丈夫 3 やや不安	
償還計画	この貸付による毎月の返済予定額(a)	毎月 円	借入金返済額の月合計 〔 (a) + (b) 〕
	その他の借入金返済額の月合計 (b) (うち母子父子寡婦福祉資金の償還金)	毎月 (毎月 円) 円	
計画	納付者		
	返済金の財源		

母子父子寡婦福祉資金貸付申請者調書（２）

修 学	修学・修業・就職 をする者の氏名		学校 等 種 別	小学校 ・ 中学校 高等学校 ・ 高等専門学校 短期大学 ・ 大学 専修学校 (高等・専門・一般) 修業施設
	学校、施設又は 就職先の名称			
技能習得	修学等に要する期間	年 月 から 年 月 まで		
修 業	必要経費の算出内訳			
就職支度				
就学支度	修学・修業後の計画	進学 就職 自営 その他 ()		
	修学・修業の方法	自宅 アパート等 寮 その他 ()		
	他の貸付制度の利用	無 有 ()		
医療介護	傷 病 名			
	療養期間の見込	年 月 日 から 年 月 日まで		
	貸付対象経費 (健康保険法の給付 対象経費のみ)	(医療分) 診断書又は請求書記載の自己負担額 通院に要する費用 その他の費用 計 (介護分) 介護サービスの利用者負担額 償還払いの立替額 計		円 円 円 円 円 円
結 婚	婚約者氏名		結婚予定年月日	年 月 日
住 宅	居住する家屋 の 所 有 者	申請者本人 その他所有者名 申請者との関係 ()		
	家屋の破損 状 況			
	改修・新築 購入の必要性	必要・認められない(理由)		
	家屋の改修 新築等の 計 画 内 容			
	工 事 費	単価、工賃等は地域の实情に照らして適当か 見積書の内容と工事内容、工事箇所等が合致するか	適・否 適・否	
	借 入 金	適性な自己資金を有しているか(貸付申請額の2割以上) 他の借入は確実に得られるか 資金不足ではないか 借入金の返済が困難ではないか	適・否 適・否 適・否 適・否	
転 宅	転宅の理由			
	費用の算出 根 拠			

事業開始	事業の種類					
	事業開始予定	年 月 日から			適・否	
	事業の規模	事業の主体者に問題はないか 共同経営者及び使用人等に問題はないか			適・否 適・否	
	事業への態度	経営者としての自覚があるか			適・否	
	事業所	場所、家賃、賃貸借等の内容に問題はないか			適・否	
	事業経験	経験年数不足ではないか、事業経験の内容に問題はないか			適・否	
	営業許可	許認可の必要性はどうか 許認可は得られる見込みか			適・否	
	資金の使途	見積書の内容に問題はないか 数量は事業内容に適合するか 他に不足する設備等はないか 単価は問題ないか			適・否 適・否 適・否 適・否	
	事業継続	借入金	他の借入は確実に得られるか 資金不足ではないか 借入金の返済が困難ではないか 適性な自己資金を有しているか			適・否 適・否 適・否 適・否
		経営見込	売上（収入）の根拠は信頼できるか 経費（支出）の見積りは妥当か 利益見込の実現性はあるか 利益見込により、生計維持が可能か			適・否 適・否 適・否 適・否
(公財)新潟IPC財団の 相談経過報告			報告書の作成日 年 月 日			
事業継続の場合		出納簿、売掛帳等の帳簿は備え付けているか 帳簿の中身は整理されているか 過去1年間の収支の状況は、問題ないか			適・否 適・否 適・否	
資金の調達	自己資金	円	母子父子寡婦福祉資金	円		
	他からの借入金	円	その他	円		
			合計	円		
暴力団・暴力団員等ではないか				適・否		
備考						
作成年月日	年 月 日	担当者氏名				

別記第7号様式の2（事務要領第5条関係）

母子父子寡婦福祉資金貸付調書（児童又は子用）				
申請者氏名		生年月日	年 月 日()歳	
資金の種類	資金	受付年月日	年 月 日	
申請額	円	面接年月日	年 月 日	
貸付額	円 (月額 円)			
修学等に対する意欲	1 非常に意欲的 3 あまり意欲がない	2 まあまあ意欲がある 4 全く意欲がない		
償還金の返済への理解	1 よく理解している 3 あまり理解していない	2 まあまあ理解している 4 関心がない		
新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第5条及び第6条の各項目の要件に該当するか			適・否	
学校、施設又は就職先の名称		学校等種別	小学校 ・ 中学校 中等教育学校（前期・後期） 高等学校 ・ 高等専門学校 短期大学 ・ 大学 専修学校（高等・専門・一般） 修業施設	
修学等に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
必要経費の算出内訳				
修学・修業後の計画	進学	就職	自営	その他（ ）
修学・修業の方法	自宅	アパート	寮	その他（ ）
他の貸付制度の利用	無	有（ ）		

連帯保証人の状況	氏名		生年月日	年 月 日()歳
	申請者との関係		面接又は意志確認日(方法)	年 月 日 (面接・電話)
	職業・勤務先			
	住居の状況	持家 (名義人の続柄) 借家 (一戸建て、マンション、アパート、公営住宅、間借、その他) 同居 (同居人との関係)		
	所得額	平成 年分所得		円
	保証意志	1 非常に固い	2 概ねある	3 あまり意思がない
	保証能力	1 非常にある	2 概ね大丈夫	3 やや不安

償 還 計 画	この貸付による毎月の返済予定額 (a)	毎月	円	借入金返済額の月合計 (c) [(a) + (b)]
	その他の借入金返済額の月合計 (b) (うち母子父子寡婦福祉資金の償還金)	毎月 (毎月	円 円)	
	納付者			
	返済金の財源			
暴力団・暴力団員等ではないか				適・否
備 考				
作成年月日	年	月	日	担当者氏名

母子父子寡婦福祉資金審査会意見書

年 月 日

区役所					
貸付番号		貸付区分		資金名	
申請日	年 月 日		貸付申請額		
借主				生年月日	年 月 日
住所					
連帯保証人				生年月日	年 月 日

審査期間	年 月 日
審査委員	

申請内容に対する質問・意見等

--	--

審査結果	承認 ・ 不承認 ・ 一時保留
------	-----------------

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金については、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知します。裏面をご確認ください。

なお、同封の借用書に必要事項を記入押印し、あなたと連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、期限までに提出してください。

記

申 請 日	
借用書提出期限	
貸 付 番 号	
貸 付 区 分	
資 金 名	
貸付金額	総額
	月額
利 率	
貸 付 期 間	
償 還 期 間	
償 還 方 法	

(裏)

母子父子寡婦福祉資金について

● 母子父子寡婦福祉資金とは

母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・父母のない児童の方に、一時的に必要な経費を無利子または、低利でお貸しし、経済的自立のお手伝いをする制度です。

● 借り受け中の届け出

この資金は、母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さん等が対象ですので、借り受け期間中に次のような状態になると、貸付の資格がなくなりますので必ず届け出をしてください。

- 母、父又は寡婦が結婚したとき（婚姻届を出していないが婚姻と同様の事情にあるときを含む）
- 母、父又は寡婦が子を扶養しなくなったとき（一部例外あり）
- 貸付事由が中断したとき
 - ・ 貸付を受ける者が死亡したとき
 - ・ 修学・修業資金の対象児童又は子が、死亡又は学校を退学・休学したとき
 - ・ 技能習得資金で、対象者が技能習得をやめたとき
 - ・ 医療介護資金で、対象者の療養期間が終わったとき
- 借主が市外に転出したとき
- 当該資金以外に貸付を受け、その償還を怠ったとき又は貸付を継続することが適当でない認められるとき
- 連帯保証人が死亡し、当市の連帯保証人変更に係る要望に応じない場合

※なお、当該事由が判明した場合には届出の有無を問わず、貸付を停止する場合があります。

● その他の必要な届け出

- 借主・連帯借主・連帯保証人の氏名住所が変わったとき
- 振込口座を変更するとき
- 引落口座を変更するとき
- 進学により支払を猶予するとき
- 災害・盗難等により返済が遅れるとき

● いつでも手続きができます

- 貸付額を増額する（ただし、限度額まで）
- 返済の方法・回数を変更する

この福祉資金は、皆様の返済金が新たに申請する方への貸付資金となります。償還計画どおりに、滞ることなく返済されますようお願いいたします。

● 貸付金交付月

回数	交付月	資金種別

※振込予定日は、交付月の末日です。ただし、振込予定日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、金融機関の休日の前営業日となります。

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金貸付減額(停止)決定通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の減額（停止）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申 請 日	
貸 付 番 号	
貸 付 区 分	
資 金 名	
貸 付 決 定 日	
既 貸 付 決 定 額	
減 額 (停 止) 後 貸 付 決 定 額	
減 額 (停 止) の 始 期	
据 置 期 間	
償 還 期 間	
償 還 方 法	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金については、貸付不承認と決定したので通知します。

記

申 請 日	
貸 付 区 分	
資 金 名	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金現況届について

あなたが受けている母子父子寡婦福祉資金の貸付は、毎年1回「現況届」を提出していただくことになっております。（この用紙の下半分が届出書となっています。）

この届出がありませんと、引き続き貸付ができなくなりますので、届出書を記入し、必要書類を添付して下記の期限までにご提出ください。

記

- 1 必要書類 在学証明書 1通
(学校からおとりください)
- 2 提出期限 年 月 日 () 必着
- 3 問い合わせ先

-----キリ線-----

年度 母子父子寡婦福祉資金現況届

(宛先) 新潟市長

添付の在学証明書のとおり、相違なく現況を届け出ます。

年 月 日

借主 住所 _____

氏名 (自署) _____

電話 (自宅) () (携帯) ()

連帯借主 住所 _____

氏名 (自署) _____

電話 (自宅) () (携帯) ()

(連帯保証人がいる場合)

連帯保証人 住所 _____

氏名 (自署) _____

電話 (自宅) () (携帯) ()

別記様式第12号（事務要領第10条関係）

年 月 日

（宛先） 新潟市長

借 主 住 所

氏 名

電話番号

完 了 届

下記のとおり貸付金の借受目的が完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

借 受 資 金 名	資 金	借 受 年 月 日	年 月 日
貸 付 番 号		借 受 金 額	円
完 了 日	年 月 日		

添付書類

領収書（写し）

通
通

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金増額貸付決定通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の増額については、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

なお、同封の借用書に必要事項を記入押印し、あなたと連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、期限までに提出してください。

記

申 請 日			
借用書提出期限			
貸 付 番 号			
貸 付 区 分			
資 金 名			
貸 付 決 定 日			
貸 付 期 間			
貸 付 総 額	既貸付決定額		
	増額貸付決定額		
増額前 貸付期間・月額			
増額後 貸付期間・月額			
利 率			
償 還 期 間			
償 還 方 法			

別記様式第15号（事務要領第11条関係）

母子父子寡婦福祉資金貸付停止理由発生届 内容補完届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

借 主 住 所
氏 名
電話番号

下記内容は、母子父子寡婦福祉資金貸付停止理由発生届を補完するものです。

記

貸付番号		既貸付決定額	金	円				
現行の借受期間		年	月から	年	月まで			
貸付金受領済額		金	円（	年	月分から	年	月分まで月額	円）
停止期日		年	月から					
停止金額		金	円（月額	金	円）			
現 行	償還方法	賦償還	回（1回	円）				
	償還期間	年	月から	年	月まで			
停 止 後	償還方法	賦償還	回（1回	円）				
	償還期間	年	月から	年	月まで			

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに対して資金の貸付を行ってきましたが、下記の事実は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条（同施行令第31条の7及び令第38条において準用する場合を含む。）の規定に該当しますので、下記のとおり貸付を停止します。

なお、既に貸し付けた資金の償還については、下記のとおりとします。

記

貸付番号	
貸付区分	
資金名	
貸付決定日	
既貸付決定額	
停止後貸付決定額	
停止の始期	
停止の事由	
据置期間	
償還期間	
償還方法	

様

新潟市長

印

連帯保証人変更承認通知書

下記内容で申請のありました連帯保証人変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

申 請 日		
貸 付 番 号		
貸 付 区 分		
資 金 名		
貸 付 決 定 日		
貸 付 決 定 額		
新 連 帯 保 証 人	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	職 業	
	借主との関係	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金据置期間延長承認通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申 請 日		
貸 付 番 号		
貸 付 区 分		
資 金 名		
貸 付 決 定 日		
貸 付 金 額		
貸 付 期 間		
延長前据置期間		
延長後	据置期間	
	償還期間	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金据置期間延長不承認通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長については、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

申 請 日	
貸 付 番 号	
貸 付 区 分	
資 金 名	
貸 付 決 定 日	
貸 付 金 額	
貸 付 期 間	
申 請 据 置 期 間	
不 承 認 の 理 由	

(表)
別記様式第20号 (第11条関係)
母子父子寡婦福祉資金債務継承届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

届出人住所
氏名 印
電話番号

下記資金の借主が死亡したので、下記の者が債務の残額を引き受け、従前の契約に従って償還することを誓約します。

記

死亡した借主氏名		死亡年月日	年 月 日
借受資金名	資金	借受年月日	年 月 日
貸付番号			
借受金額	円	未償還額	円

年 月 日

債務継承者

住所

氏名

実印

(年 月 日生)

電話番号

借主との続柄

上記債務継承の届出のあったことを承知しました。

連帯保証人

住所

氏名

印

電話番号

(注) 継承者の印鑑証明書を添付すること。

(裏)

母子父子寡婦福祉資金債務継承届 内容補完

年 月 日

(宛先) 新潟市長

届出人住所

氏名

印

電話番号

下記内容は、母子父子寡婦福祉資金債務継承届を補完するものです。

記

債務継承者について

1. 連絡先電話番号

2. 勤務先
住所

勤務先名称

電話番号

3. 年収 円

様

母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ

あなたにお貸しした母子父子寡婦福祉資金の返済が、別添の「償還計画表」のとおり始まりますのでお知らせします。

この貸付制度は、長い間、母子家庭等の信頼と誠意で続けられてきました。あなたの返済金が次に借りたい方の資金となります。

制度の趣旨を理解され、納入期限までに必ず納入してください。納入期限を過ぎますと違約金が課せられますので、滞ることのないよう納めてください。

償還には口座振替をご利用ください。すでにお申込みいただいている方は下記の指定口座から振り替えます。まだお申込みされていない方は同封しました「口座振替依頼書」を記入し、押印のうえ、金融機関でお申し込みください。やむを得ず口座振替での償還ができない方には納付書を発送いたしますので金融機関の窓口で納めてください。

※借主、連帯借主、連帯保証人の住所、氏名等が変わった場合は必ず届出をお願いします。

※修学資金や就学支度資金をお子さんの学費として貸付を受けられた方でお子さんが進学されている場合、手続きを取ることにより支払を現在在学中の学校（大学院等除く学校教育法に基づく学校）を卒業するまで猶予することができます。希望される方は下記の問い合わせ先までご相談ください。

※下記の振替口座を変更したい場合は手続きが必要となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

貸付番号		貸付区分	
資金名			
振替 指定口座	金融機関・支店名		
	預金種類・口座番号		
	口座名義		

様

新潟市長

母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ

あなたの進学等のために借りられた母子父子寡婦福祉資金の返済が、別添の「償還計画表」のとおり始まりますのでお知らせします。

この貸付制度は、長い間、母子家庭等の信頼と誠意で続けられてきました。あなたの返済金が、次に借りたい方の資金となります。あなたも連帯借主となっていますので、制度の趣旨を理解され、借主の方と協力し、納入期限に遅れることなく償還されるようお願いいたします。（返済が遅れると延滞利息（違約金）が付きます。）

また、住所、氏名等の変更や、計画どおりに償還できなくなった場合は、必ずお知らせください。

様

新潟市長

母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ

あなたが連帯保証人となられている母子父子寡婦福祉資金の返済が、別添の「償還計画表」のとおり始まりますのでお知らせします。

この貸付制度は、長い間、母子家庭等の信頼と誠意で続けられてきました。制度の趣旨を理解いただき、借主が計画的に償還に取り組み、返済が滞らないようご協力をお願いします。（返済が遅れると延滞利息（違約金）が付きます。）借主が返済できない事情に陥った場合は、延滞利息も含めてあなたから責任を持って返済していただくことになります。

なお、住所、氏名等の変更や、当初の計画どおりに償還できなくなった場合は、下記の問い合わせ先まで必ずお知らせください。

様

新潟市長

母子父子寡婦福祉資金償還開始のお知らせ

あなたにお貸しした母子父子寡婦福祉資金の返済が、別添の「償還計画表」のとおり始まりま
すのでお知らせします。

この貸付制度は、長い間、母子家庭等の信頼と誠意で続けられてきました。制度の趣旨を理解
いただき、納付者の方が計画的に償還に取り組み、返済が滞らないようご協力をお願いします。

（返済が遅れると延滞利息（違約金）が付きます。）納付者の方が返済できない事情に陥った場
合は、延滞利息も含めてあなたから責任を持って返済していただくことになります。

※借主、連帯借主、連帯保証人の住所、氏名等が変わった場合は必ず届出をお願いします。

※修学資金や就学支度資金をお子さんの学費として貸付を受けられた方でお子さんが進学され
ている場合、手続きを取るにより支払を現在在学中の学校（大学院等除く学校教育法に
基づく学校）を卒業するまで猶予することができます。希望される方は下記の問い合わせ先
までご相談ください。

債務承認・分割納付誓約書 兼 同意書

年 月 日

（宛先） 新潟市長

誓約者の住所

氏名（自署）

電話 1 自宅・勤務先・携帯等

電話 2 自宅・勤務先・携帯等

私 は新潟市に対して支払うべき下記の債務の存在を承認します。

本件未納金額は、今後、下記納付計画のとおり、誠意をもって、これを納付することを誓約します。

なお、下記納付計画に違反して納付を怠ったときは、期限の利益を喪失した上で、関係法令に規定する強制執行等を受けても異議はありません。

また、新潟市が納付管理、債務名義取得および強制執行等の法的手続きのために必要とするときは、新潟市が収集した市税の課税・各種料金等の賦課状況及び納付状況等の私の個人情報を利用し、他の司法・行政・金融等の各機関および会社・個人等に私の財産等の状況を照会するため必要な範囲で氏名・住所・生年月日等の個人情報を提供し、照会先より回答を得ることに同意します。

記

1 未納金額： 円（ 年 月 日現在）

および期日の翌日から支払うべき金額に対する年3%の割合（但し年365日の日割り計算）による違約金（延滞元利金額に対して、納入期限の翌日から納付した日までの経過日数に応じて平成27年3月31日までは年10.75%，平成27年4月1日以降は年5%，令和2年4月1日以降は年3%の割合を乗じて計算した額の合計額）

2 債務の種類：母子父子寡婦福祉資金償還金

3 分納理由：

4 納付計画

Table with 6 columns: 回数, 納付金額, 納付期限, 回数, 納付金額, 納付期限. Rows include 第1回 to 第7回 and a total row (合計).

5 備考

借受資金名		貸付決定日	年 月 日
貸付番号		借受金額	円
分納する回	第 回 から 第 回		
分納回数	回		
納付月	年 月 から 年 月 ※納付期限：各月末日		
借受資金名		貸付決定日	年 月 日
貸付番号		借受金額	円
分納する回	第 回 から 第 回		
分納回数	回		
納付月	年 月 から 年 月 ※納付期限：各月末日		
借受資金名		貸付決定日	年 月 日
貸付番号		借受金額	円
分納する回	第 回 から 第 回		
分納回数	回		
納付月	年 月 から 年 月 ※納付期限：各月末日		
借受資金名		貸付決定日	年 月 日
貸付番号		借受金額	円
分納する回	第 回 から 第 回		
分納回数	回		
納付月	年 月 から 年 月 ※納付期限：各月末日		

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金償還方法等変更承認通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の償還方法等変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申 請 日	
貸 付 番 号	
貸 付 区 分	
資 金 名	
貸 付 決 定 日	
貸 付 金 額	
変 更 の 始 期	
変 更 後 償 還 方 法	
変 更 後 償 還 期 間	
償 還 金 額 (総 額)	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金繰上償還決定通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の繰上償還については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申 請 日		
貸 付 番 号		
貸 付 区 分		
資 金 名		
貸 付 決 定 日		
貸 付 金 額		
繰 上	償 還 額	
	納 入 期 限	
繰 上 後 残 高		
繰 上 後 償 還 期 間		
繰 上 後 償 還 方 法		

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金貸付金一時償還決定通知書

あなたに対して下記の資金を貸し付けましたが、次の事項は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（同施行令第31条の7及び令第38条において準用する場合を含む。）の規定に該当するので下記により一時償還してください。

記

貸付番号		
貸付区分		
資金名		
貸付決定日		
既貸付金額		
一時償還額		
一時償還日		
事由		
一時償還後	残高	
	償還期間	
	償還方法	

別記様式第26号（第17条関係）

納付者変更届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

貸付金の種類	資金	貸付決定日	年 月 日
貸付番号		/	
借受金額	円	未償還額	円

下記のとおり納付者を変更したので届け出ます。

記

変更前	住 所	〒 ー
	氏 名	印
変更後	住 所	〒 ー 電話番号
	氏 名	印

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予決定通知書

申請のありました母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予については、下記のとおり決定したの
で通知します。なお進学により猶予された場合は、毎年4月に在学証明書の提出が必要です。

記

申 請 日		
貸 付 番 号		
貸 付 区 分		
資 金 名		
貸 付 決 定 日		
貸 付 金 額		
猶 予	償 還 回 数	
	金 額	
	期 間	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金償還金免除承認通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の償還金免除については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申 請 日	
貸 付 番 号	
貸 付 区 分	
資 金 名	
貸 付 決 定 日	
貸 付 金 額	
償 還 金 免 除 額	
承 認 理 由	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金償還金免除不承認通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長については、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

申 請 日	
貸 付 番 号	
貸 付 区 分	
資 金 名	
貸 付 決 定 日	
貸 付 金 額	
貸 付 期 間	
申請償還金免除額	
不 承 認 の 理 由	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金償還完了通知書

さきに下記内容で貸し付けました母子父子寡婦福祉資金貸付金について、償還が完了しましたので通知します。

記

貸付番号	
貸付区分	
資金名	
貸付決定日	
貸付金額	
借主	

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金督促状

下記の金額が未納になっていますので納入通知書をお持ちのうえ至急納めてください。
納入期限を過ぎて償還金（元金）を納められると、滞納日数に応じて違約金が課せられます。
よって元金、違約金とも滞納がある場合は元金を優先して納めてください。

記

貸付番号	
貸付区分	
資金名	
区分	
償還回	
納入期限	
未納金額	

本状は 年 月 日現在で作成しました。
その後に納められた場合は、行き違いになりますので
ご容赦ください。

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金催告状

下記の金額が未納になっていますので納入通知書をお持ちのうえ至急納めてください。
納入期限を過ぎて償還金（元金）を納められると、滞納日数に応じて違約金が課せられます。
よって元金、違約金とも滞納がある場合は元金を優先して納めてください。

記

貸付番号		
貸付区分		
資金名		
滞納金額	償還金	
	（元金分）	
	（利子分）	
	違約金	
	合計	

※上記違約金には、滞納償還金に対する違約金は含まれておりません。

※滞納金額の詳細については、裏面「滞納状況一覧」でご確認ください。

本状は 年 月 日現在で作成しました。
その後に納められた場合は、行き違いになりますので
ご容赦ください。

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金未償還金の償還について

下記の母子父子寡婦福祉資金貸付の償還について滞納となっております。

つきましては、あなたも連帯して納付する義務がありますので、借主、連帯借主、連帯保証人と協議し、下記滞納金額全額について 年 月 日までに納付願います。

期限まで完納できない特別な事情がある場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

貸付番号		
貸付区分		
資金名		
納付者		
借主		
連帯借主		
連帯保証人		
滞納金額	償還金	
	(元金分)	
	(利子分)	
	違約金	
	合計	

※上記違約金には、滞納償還金に対する違約金は含まれておりません。

※滞納金額の詳細については、裏面<滞納状況一覧>でご確認ください。

本状は 年 月 日現在で作成しました。
その後に納められた場合は、行き違いになりますので
ご容赦ください。

別記様式第34号（事務要領第22条関係）

年 月 日

（宛先） 新潟市長

申請者住所

氏名

電話番号

母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収申請書

下記の理由により、違約金の不徴収を申請します。

記

借受資金名	資金	借受年月日	年 月 日
貸付番号		借受人氏名	
借受金額	円	償還方法	賦 回
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		
1回の償還額	円	償還未済	回 円
不徴収申請の内訳	償還回数	納期限	回
	回	年 月 日	回
	回	年 月 日	回
申請の理由			

別記様式第35号 (第22条関係)

(表)

母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収調書

申請者住所			
申請者氏名		借主との関係	
借受資金名		借受年月日	年 月 日
貸付番号		借受総額	
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		
償還方法	月賦 回	1回の償還額	円
不徴収申請の内訳	回から 回まで		
不徴収申請の理由			
今までの償還状況			
借受人の状況	氏名		
	前年所得		
	家族構成		
	生活の状況等		

(裏)

申請者の状況	前年所得	
	家族構成	
	生活の状況等	
調査員の所見		

様

新潟市長

印

母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収決定通知書

下記内容で申請のありました母子父子寡婦福祉資金違約金不徴収については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申 請 日	
貸 付 番 号	
貸 付 区 分	
資 金 名	
不徴収とする償還回数	